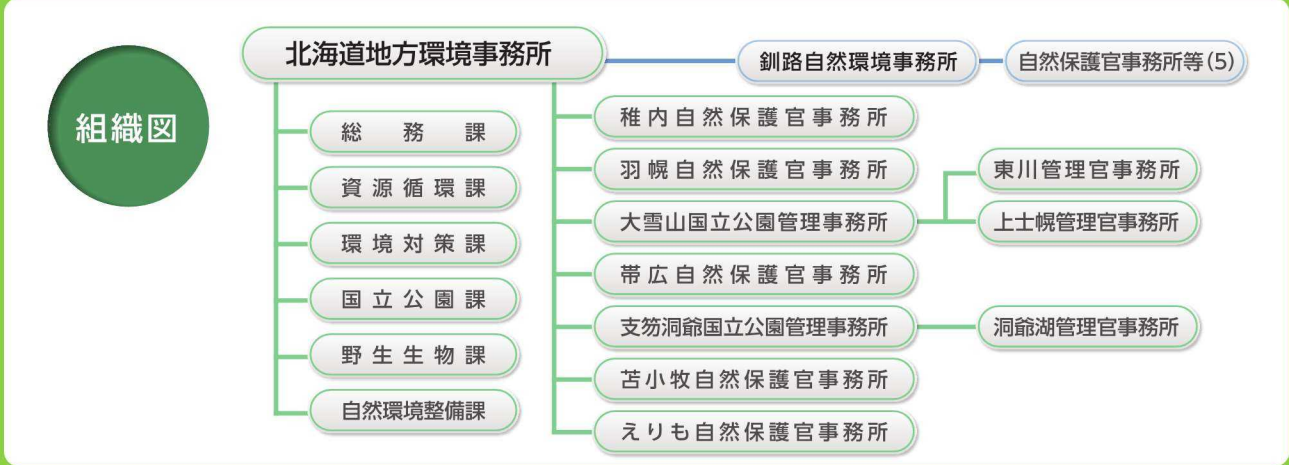
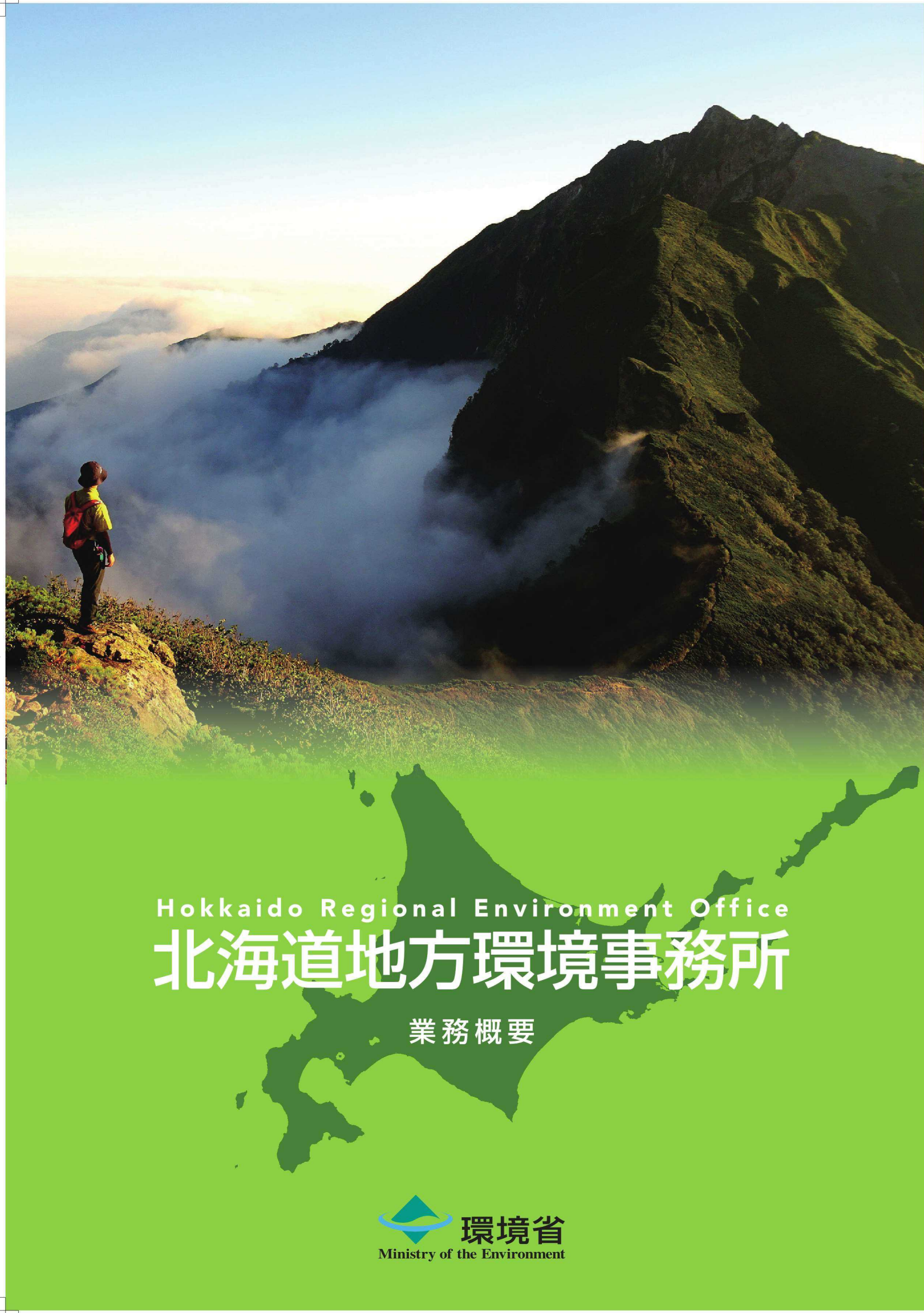


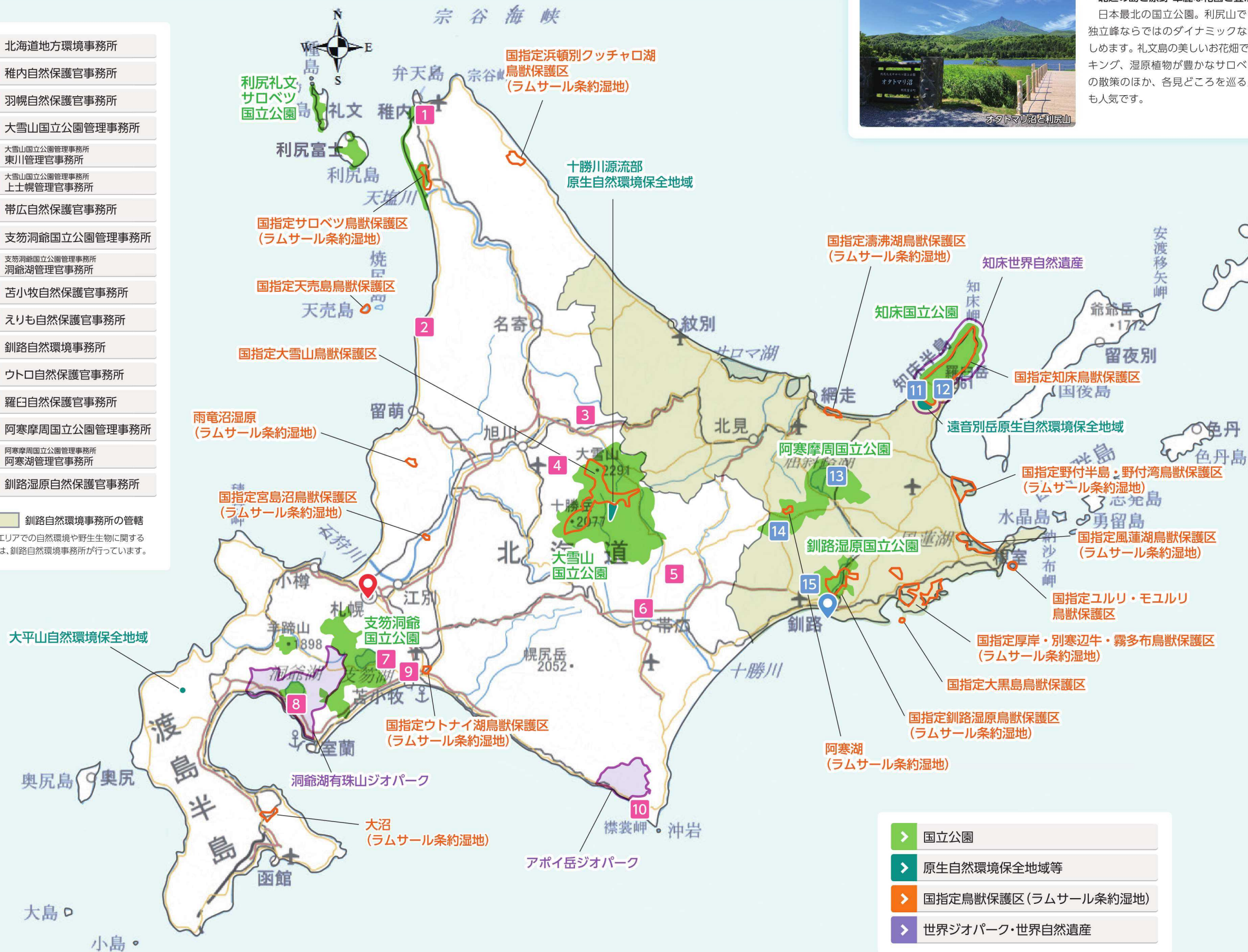


事 務 所	住 所 等	TEL/FAX
北海道地方環境事務所	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1 合同庁舎3階 http://hokkaido.env.go.jp REO-HOKKAIDO@env.go.jp	TEL 011-299-1950 FAX 011-736-1234
釧路自然環境事務所	〒085-8639 北海道釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎4階	TEL 0154-32-7500 FAX 0154-32-7575
稚内自然保護官事務所	〒097-8527 北海道稚内市末広5-6-1 稚内地方合同庁舎3階	TEL 0162-33-1100 FAX 0162-33-1101
羽幌自然保護官事務所	〒078-4116 北海道苫前郡羽幌町北6条1丁目 北海道海鳥センター内	TEL 0164-69-1101 FAX 0164-69-1102
大雪山国立公園管理事務所	〒078-1741 北海道上川郡上川町中央町603番地	TEL 01658-2-2574 FAX 01658-2-2681
大雪山国立公園管理事務所 東川管理官事務所	〒071-1423 北海道上川郡東川町東町1-13-15	TEL 0166-82-2527 FAX 0166-82-5086
大雪山国立公園管理事務所 上士幌管理官事務所	〒080-1408 北海道河東郡上士幌町字 上士幌東3線235-33	TEL 01564-2-3337 FAX 01564-2-2933
帯広自然保護官事務所	〒080-0047 帯広市西17条北3丁目13-12	TEL 0155-34-5500 FAX 0155-34-5511
支笏洞爺国立公園管理事務所	〒066-0281 北海道千歳市支笏湖温泉	TEL 0123-25-2350 FAX 0123-25-2351
支笏洞爺国立公園管理事務所 洞爺湖管理官事務所	〒049-5721 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142-5 洞爺湖ビジターセンター 2階	TEL 0142-73-2600 FAX 0142-73-2601
苫小牧自然保護官事務所	(ご連絡は北海道地方環境事務所へ)	
えりも自然保護官事務所	〒058-0203 北海道幌泉郡えりも町字新浜61-15	TEL 01466-2-2204 FAX 01466-2-2205

施 設 名	住 所	TEL
北海道環境パートナーシップオフィス	〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地大五ビル7階	011-596-0921
サロベツ湿原センター	〒098-4100 天塩郡豊富町上サロベツ8662	0162-82-3232
幌延ビジターセンター(冬期休館)	〒098-3228 天塩郡幌延町下沼	01632-5-2077
浜頓別クッチャロ湖水鳥観察館	〒098-5739 枝幸郡浜頓別町クッチャロ湖畔	01634-2-2534
層雲峡ビジターセンター	〒078-1701 上川郡上川町層雲峡	01658-9-4400
旭岳ビジターセンター	〒071-1472 上川郡東川町旭岳温泉	0166-97-2153
ヒグマ情報センター(冬期休館)	〒078-1701 上川郡上川町層雲峡(高原温泉)	—
ひがし大雪自然館(ぬかびら源泉郷ビジターセンター)	〒080-1403 河東郡上士幌町ぬかびら源泉郷48-2	01564-4-2323
北海道海鳥センター	〒078-4116 苫前郡羽幌町北6条1丁目	0164-69-2080
支笏湖ビジターセンター	〒066-0281 千歳市支笏湖温泉	0123-25-2404
洞爺湖ビジターセンター・火山科学館	〒049-5721 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地5	0142-75-2555
洞爺財田自然体験ハウス	〒049-5821 虻田郡洞爺湖町財田2-2	0142-82-5999
ウトナイ湖野生鳥獣保護センター	〒059-1365 苫小牧市植苗156-26	0144-58-2231
宮島沼水鳥・湿地センター	〒072-0057 美瑛市西美瑛町大曲3区	0126-66-5066

01 管内図・国立公園紹介

- 北海道地方環境事務所
 - 1 稚内自然保護官事務所
 - 2 羽幌自然保護官事務所
 - 3 大雪山国立公園管理事務所
 - 4 大雪山国立公園管理事務所 東川管理官事務所
 - 5 大雪山国立公園管理事務所 上士幌管理官事務所
 - 6 帯広自然保護官事務所
 - 7 支笏洞爺国立公園管理事務所
 - 8 支笏洞爺国立公園管理事務所 洞爺湖管理官事務所
 - 9 苫小牧自然保護官事務所
 - 10 えりも自然保護官事務所
 - 釧路自然環境事務所
 - 11 ウトロ自然保護官事務所
 - 12 羅臼自然保護官事務所
 - 13 阿寒摩周国立公園管理事務所
 - 14 阿寒摩周国立公園管理事務所 阿寒湖管理官事務所
 - 15 釧路湿原自然保護官事務所
- 釧路自然環境事務所の管轄
このエリアでの自然環境や野生生物に関する業務は、釧路自然環境事務所が行っています。



利尻礼文サロベツ国立公園

利尻山が生み出す多彩な景観、
花咲き誇る最北の公園

—北辺の島と原野 華麗な花園と豊かな海—

日本最北の国立公園。利尻山では洋上の独立峰ならではのダイナミックな登山が楽しめます。礼文島の美しいお花畑でのトレッキング、湿原植物が豊かなサロベツ湿原での散策のほか、各見どころを巡る周遊観光も人気です。



大雪山国立公園

北海道の真ん中に広がる大屋根
—カムイミタラ 神々の遊ぶ庭—

陸域では日本最大の山岳国立公園。北海道の最高峰「旭岳」などの火山群がそびえ、大樹海や柱状節理の深い峡谷が人々を圧倒します。総延長約300kmにわたる登山道があり、多くの登山者が訪れます。山麓では豊富な温泉が湧出し、絶好の観光拠点にもなっています。



支笏洞爺国立公園

生きている火山と静まる蒼い湖
—火山活動の博物館—

カルデラ湖や様々な形式の火山・火山地形が見られます。火山活動の恩恵として、温泉観光地が賑わいを魅せ、湖と森と火山の織りなす景観美が人々の心を和ませます。札幌市中心部や新千歳空港からアクセスしやすく、バードウォッチングやトレッキング、カヌーやレイクダイビングなど様々なアクティビティが楽しめます。

- > 国立公園
- > 原生自然環境保全地域等
- > 国指定鳥獣保護区(ラムサール条約湿地)
- > 世界ジオパーク・世界自然遺産

測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 1JHf 1107
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

02 地球環境の変化と地域循環共生圏

近年、記録的な猛暑、大雨、暴風雨による災害が多発しています。これらの原因は、地球温暖化、生物の絶滅、森林の減少などの地球環境の変化によるものと考えられています。

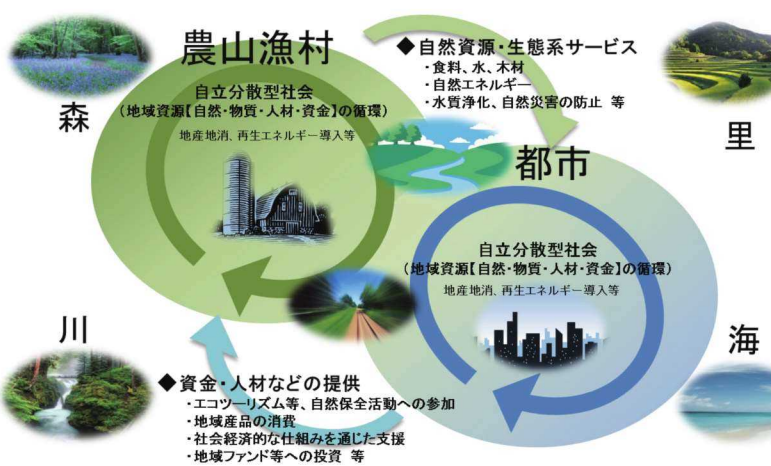
環境省は、2015年に採択された「パリ協定」（2020年に降の気候変動問題に係る国際的な枠組み）や「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえ、これ以上の地球環境の悪化の防止と、環境と経済、社会の統合した発展を目指して、「地域循環共生圏」を創出する取組を行っています。

広域に都市が分散し、寒冷地でもある北海道は、自動車依存型のライフスタイル・ビジネススタイルが定着し、また暖房燃料として化石燃料を多く使用するため、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量の割合が全国と比べ、運輸部門と民生（家庭）部門で高くなっています。

また、北海道の人口減少と少子高齢化は全国的にみても早いスピードで進むことが予測されています。2045年には、人口は2015年から25.6%減の約400万人と予測されています。これに加えて札幌圏への人口集中は一層加速し、地方の衰退が懸念されています。

一方で、北海道は豊かな自然環境から得られる生態系サービスに加えて、風力を筆頭にバイオマス、太陽光、地熱などの再生可能エネルギーのポテンシャルがとても高い地域です。

これらの地域資源を最大限活用した「地域循環共生圏」の取組は、社会的、経済的な課題解決にもつながります。



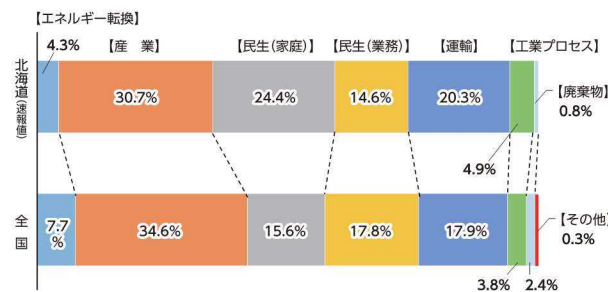
各地域が環境と経済・社会の統合的な向上をベースにして、美しい自然景観等の地域資源を最大限活用した自立・分散型の社会を形成しながら、地域の特性に応じて資源を補完し、互いに支え合い、地域の活力を最大限に発揮している圏域

column 1 「ゼロ」に向かって

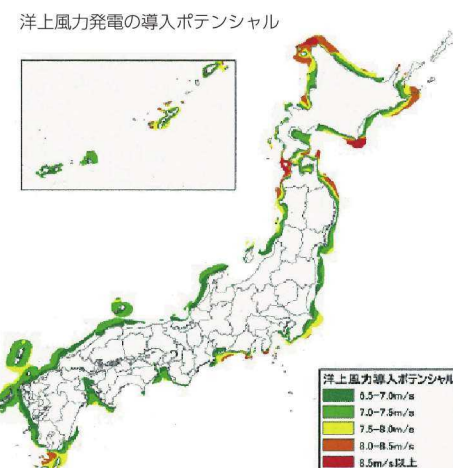
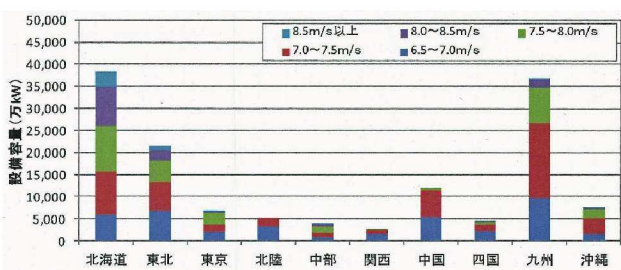
2050年二酸化炭素実質排出ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体をゼロカーボンシティと言います。2020年1月現在、日本には1,718の市町村と47の都道府県がありますが、ゼロカーボンシティは約3%にとどまっています。



2016年台風10号で被災した清水町のペケレベツ橋と家屋



北海道と全国の部門別二酸化炭素排出量の構成（2016年度）
出典：北海道環境生活部気候変動対策課



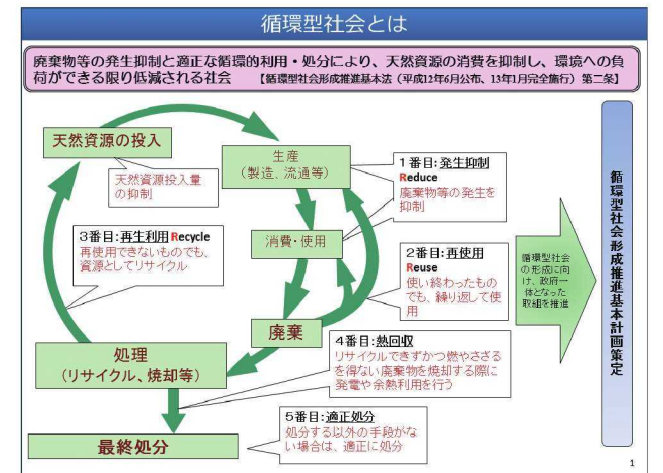
廃棄物対策と循環型社会の形成

我が国では、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会活動によって、毎年5億トンという膨大な量の廃棄物が発生しています。天然資源の消費を抑え、環境への負荷をできる限り減らすためには、これらの廃棄物をできるだけ減らした上で、有益なものは資源として活用し、残った廃棄物を適正に処理することが求められます。このような社会を「循環型社会」と呼びます。

循環型社会の形成に向け、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、不法投棄の防止、廃棄物の適正処理等が進められていますが、廃棄物の課題は近年さらに多様化しています。

そのひとつは、自然災害のたびに発生する大量の災害廃棄物です。災害廃棄物の処理は、災害からの復旧・復興において迅速な対応が求められる課題のひとつですが、自治体が行う災害廃棄物の処理には大きな財政的負担が生じることから、処理費用にかかる補助金の案内や、他地域での経験を踏まえた助言など、自治体へのサポートがとても重要になっています。

また、海洋でのマイクロプラスチック問題を契機として、廃プラスチック対策も喫緊の課題となっています。令和元年5月、政府により「プラスチック資源循環戦略」が策定され、レジ袋の有料義務化（無料配布禁止等）が戦略のひとつに位置



づけられました。北海道では全国に先駆けて2008年からレジ袋有料化を始めています。事業者、市民団体、行政が三者協定を締結し、大手スーパーを中心に各社が足並みをそろえ、マイバックの持参推進とレジ袋削減を浸透させることができました。今後、廃プラスチックの削減をさらに加速させていく必要があります。



column 2 海ごみゼロウィーク

環境省では、令和元年度より、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を経て6月8日（世界海洋デー）前後の期間を“海ごみゼロウィーク”と定め、海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動への参加を、全国の個人、団体、企業、自治体等に広く呼びかけています。



column 3 食品ロス対策

平成30年6月に閣議決定された第四次循環計画では、SDGsを踏まえた家庭系の食品ロス削減目標（家庭から発生する食品ロスを2030年度までに半減）を設定しています。また、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として、令和元年10月に食品ロス削減推進法が施行されました。当事務所でも、30・10運動など身近な行動を通じて、食品ロスの削減を積極的に推進します。



03 北海道の自然と生物多様性

北海道は、面積の約7割が森林に覆われ、各地に原生的な自然が残されています。冷涼な北海道の気候と、本州と隔離された地形条件が、本州以南とは異なる特徴的な自然風景やさまざまな生き物の生息場所を作り上げています。

北海道には6カ所の国立公園があります。火山活動によって作られた多様な地形、広大な土地に発達した大規模な湿原、山岳地帯の裾野に広がる針広混交林など、北海道らしい自然風景がダイナミックに広がります。これらの雄大な自然に魅せられ、国立公園には多くの方が訪れますが、その目的は、観光や自然観察、登山、スキー、キャンプなどさまざまです。さらに近年では、外国人の来訪者も増えてきています。



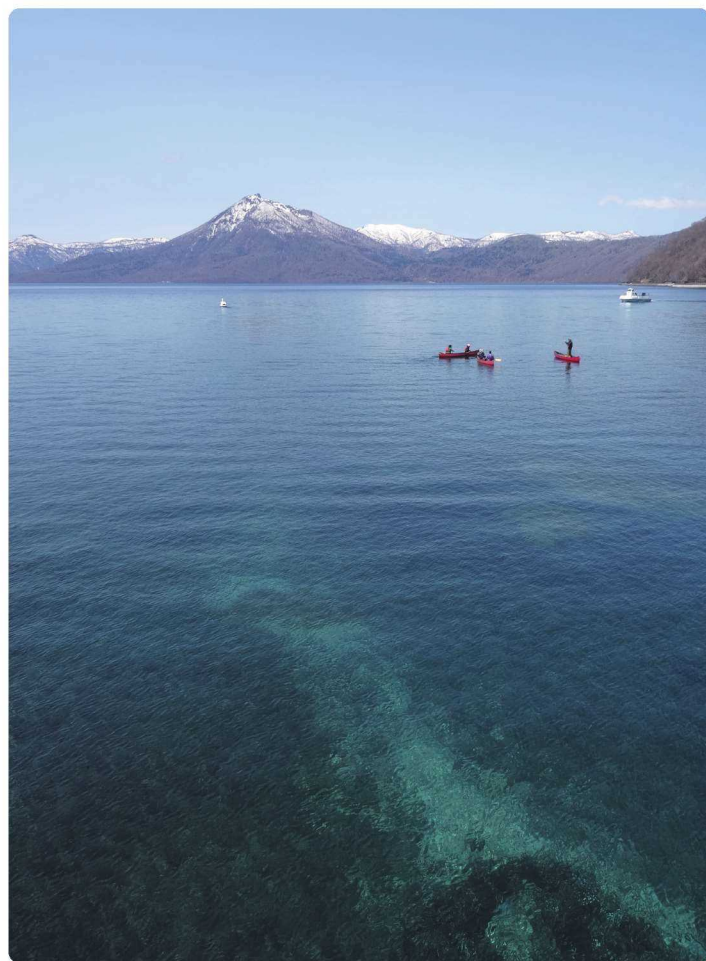
裾合平の紅葉（大雪山国立公園）



礼文島から望む利尻山
（利尻礼文サロベツ国立公園）



二見吊橋（支笏洞爺国立公園）



恵庭岳をバックに支笏湖でカヌーを楽しむ（支笏洞爺国立公園）



冬のサロベツ湿原（利尻礼文サロベツ国立公園）

column
4

アイヌ語由来の地名と国立公園

北海道の地名は、先住民アイヌの人たちの言葉を由来としたものが多く見られます。例えば、「利尻礼文サロベツ国立公園」の「利尻」はアイヌ語の「リィ・シリ（意味：高い島）」が、「サロベツ」はアイヌ語の「サル・オ・ベツ（意味：ヨシ原にある川）」が語源です。アイヌ語由来の地名には、地形や自然風景が端的に示されており、国立公園内の地名と実際の風景を見比べると、アイヌの人たちが先住していた時代から現代に至るまで、変わらぬ姿で自然風景が維持されてきたことがわかります。また、自然風景の維持には、国立公園の指定や管理が寄与してきたことも覗い知ることができます。



北海道は、野生生物の宝庫でもあります。本州と北海道の間には、「ブラキストン線」と呼ばれる動物の分布境界があり、生息する野生生物も本州以南とは大きく異なります。野生生物は人々の身近に存在し、市街地周辺でもキタキツネやエゾリスといった生物が見られます。また、ヒグマやエゾシカ、オオワシなど、本州以南と比べて大型の野生生物が多いことも特徴です。

春と秋には、各地の湖沼は多くの水鳥で賑わいます。渡りの中継地など野生鳥獣の生息地として重要な場所は、鳥獣保護区や国際条約で保護されています。シマフクロウやタンチョウなど、国内では北海道にしか生息しない希少種も多く、保護活動も盛んです。

一方で、増えすぎて問題を起している生物もあります。例えば、エゾシカは各地で急増し、農林業や自然生態系に深刻な被害を及ぼしています。もともと北海道には生息していなかった外来種が野生化し、農業や自然生態系への影響が問題となっているものもあります。



えりも地域のゼニガタザラシは漁業との共存を目標に取り組んでいます。



外来種のアライグマは北海道各地に定着し、農業被害が問題となっています。



外来種のウチダザリガニは北海道各地の湖沼や河川に定着しています。



外来種のおオハングソウは貴重な湿原の周辺まで拡大しています。



オオハングソウの除去活動（利尻礼文サロベツ国立公園）



シマフクロウは日本では北海道のみに生息しています。確認個体数は165羽ほど。

シマフクロウの幼鳥



エゾナキウサギ
（大雪山国立公園）



オオハクチョウ
（国指定ウトナイ湖鳥獣保護区）

column
5

アクティブ・レンジャー日記

アクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）とは、自然保護官の補佐役として、国立公園等のパトロール、調査、利用者指導、自然解説などの業務を担う環境省の職員です。アクティブ・レンジャー日記は国立公園の状況や、アクティブ・レンジャーが日々の業務から感じたこと、考えたことなどを伝えるブログです。ぜひご覧ください！

<http://hokkaido.env.go.jp/blog/>



来訪者への自然解説（国指定ウトナイ湖鳥獣保護区）



衰弱し保護されたオジロワシ



洞爺湖ビジターセンター・火山科学館
（支笏洞爺国立公園）

04 循環型社会の形成

資源循環課

循環型社会の構築

10月の「3R推進月間」を中心に、地域の関係機関と連携・協力をしながら、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進をはじめ、廃棄物等の適正処理や不法投棄防止等の取組を展開しています。

各種リサイクル法に基づき、リサイクルによる資源の再利用（循環）が推進されています。家電小売店や自動車解体業者等に対して立入検査を行うなど、リサイクル推進に向けた取組を実施しています。

また、不法投棄の監視、パトロール業務を支援するため、希望する自治体への監視カメラの貸与や、自治体の廃棄物担当者を対象とした不法投棄等対策セミナーを開催しています。さらに、自治体による廃棄物の不法投棄等の現場立入等、他の機関と連携した取組に参画しています。



自動車解体業者への立入検査



ごみゼロの日（5月30日）
札幌駅での街頭啓発

廃棄物等の輸出入管理

輸出入業者に対して、パズル法及び廃棄物処理法による規制内容等の周知を図るとともに、有害廃棄物等の不法輸出入を防止するために、事前相談を受け付けています。また、不法輸出入の疑いが生じた場合は、税関等と共に立入検査を実施し、必要な指導を行っています。



パズル法の規制対象となっている黒モーター

災害廃棄物の処理等の支援

北海道胆振東部地震は、平成30年9月6日3時7分、北海道胆振地方中東部を震央に発生し、北海道では初めてとなる最大震度7を観測しました。この地震による災害廃棄物は約15.3万トンと大量に発生しました（平成31年4月末時点推計量）。当所では、早期に被災地の復旧・復興が進められるよう、行政機関や廃棄物処理団体等の関係機関と密接に連携し、発生した災害廃棄物の処理について、仮置場設置など初動段階からの助言や処理に係る補助金の説明を行うなど、被災自治体への支援を行いました。



液状化現象で沈下した道路（札幌市）

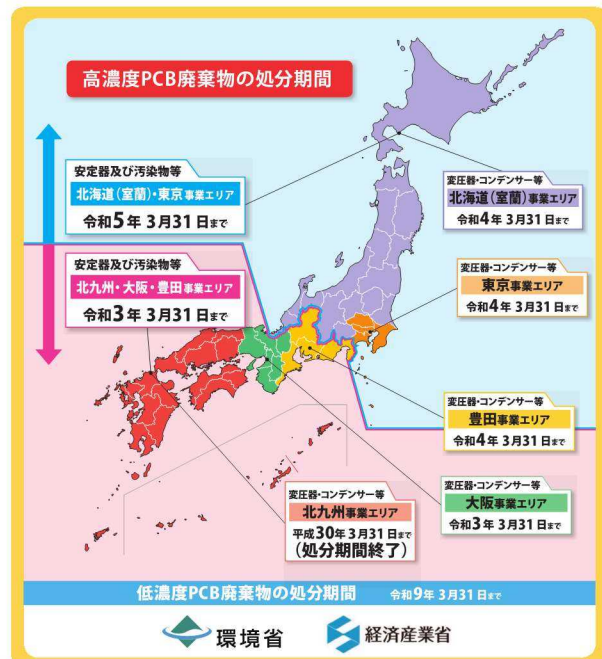


崩壊した山体（厚真町）

PCB廃棄物の処理

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、人工的に作られた主に油状の化学物質で、トランスやコンデンサー、安定器などの電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていました。しかし、環境中での残留性、生物蓄積性、毒性が高いことなどから、1972年以降、製造・使用が禁止され、2001年からは、PCB廃棄物特別措置法により、PCB廃棄物が期限内に処理されるよう取り組んでいます。

高濃度のPCB廃棄物を処理する施設が全国5箇所に設置されており、そのうちのひとつが北海道室蘭市内にあります。当所では、関係機関と連携し、自治体のPCB使用機器の掘り起こし調査やPCB廃棄物の保管事業者に対する指導などを行い、適正処理を推進しています。



高濃度PCB廃棄物の処分期限
北海道室蘭市の施設では、トランス、コンデンサー等は2023年3月末日、蛍光灯などの安定器等は2024年3月末日と定められています。

05 環境保全対策

環境対策課

地球温暖化対策

地球温暖化対策については、地域における取組がますます重要となっています。当所では、地域の行政機関や関係団体と連携して地球温暖化対策を推進するとともに、地域循環共生圏の創出を推進しています。

「COOL CHOICE」の普及啓発

家庭部門における温室効果ガスの大幅な削減を目指し、環境省が提唱する「COOL CHOICE」の普及啓発に取り組んでいます。

※1 COOL CHOICEとは脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービス利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」を促す取組のことです。



「COOL CHOICE」の啓発

気候変動適応北海道広域協議会の運営

国や地域の行政機関等と連携し、北海道における「適応策」を効果的に推進するため、気候変動適応北海道広域協議会を運営しています。



気候変動適応北海道広域協議会

地域の環境保全活動や環境教育の促進

持続可能な開発目標（SDGs）と持続可能な開発のための教育（ESD）を踏まえながら、地域の環境保全活動と環境教育を促す取組を行っています。

北海道環境パートナーシップオフィス（EPO北海道）

民間団体との協働により環境保全活動に係るセミナーやフォーラムを開催するとともに、住民、民間団体、事業者、行政等のネットワークづくり、民間団体等の政策形成機能の強化や環境パートナーシップの促進、地域循環共生圏の取組の推進に取り組んでいます。

EPO北海道
<https://epohok.jp/>



環境白書を読む会

環境影響評価を通じた環境保全

近年、大規模な洋上風力発電事業など、再生可能エネルギー導入の動きが一層加速しています。大規模事業による環境への影響に対し、環境影響評価法に基づく審査が適切に行われるよう、各方面と協力して地域の環境情報の収集・整理を行っています。



近年増えつつある風力発電事業

水・大気・土壌等の環境管理

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定に係る業務の他、大気汚染防止法に係る石綿（アスベスト）の飛散防止について、関係機関と連携して事業者等への普及啓発を行っています。

石綿健康被害救済制度

石綿（アスベスト）に起因した指定疾病による健康被害を救済するための石綿健康被害救済制度に関する相談や申請の受付業務を行っています。

北海道地方ESD活動支援センター

ESDを推進する全国ネットワーク*の北海道センターとして、ESDに関する情報収集・発信、相談に対応しています。また、地域ESD拠点と協働、連携して、ESD実践のためのセミナーやワークショップ等をコーディネートし、ステークホルダーの活動を支援しています。

北海道地方ESD活動支援センター
<https://hokkaido.esdcenter.jp/>



北海道地方
ESD活動支援センター



※全国ESD活動推進ネットワーク
環境省と文部科学省は、地域が必要とするESDの取組支援や情報・経験を共有できるようにするため、「ESD活動支援センター（全国・地方（8か所）」を設置しています。

06 自然環境の保全と利用

国立公園課
自然環境整備課

国立公園

国立公園は、日本を代表するすばらしい自然風景が広がる地域として、自然公園法に基づき全国で34カ所、管内では3カ所指定されています。国立公園の中では、自然風景を損なうことなく、自然の中で充実した時間を過ごしていただけるよう、様々な事業や取組をしています。

■ 自然風景の保護管理

国立公園内で建物の建設や樹木の伐採などの行為を行うときには許可等が必要です。

当所では、これらの許可申請の審査を行っています。また、ゴミ拾いや外来種の駆除など、自然環境を保全するための取組も行っています。

■ 現地の管理体制

各国立公園にはレンジャー（自然保護官・国立公園管理官）やアクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）が配置され、地域の行政や企業、NPO、ボランティア等の協力を得ながら、様々な保護管理を行っています。



ボランティアによる清掃活動

National
Parks
of Japan



国立公園施設の整備

国立公園は、豊かな自然にふれることができる場所として、国内外からの観光客が訪れる観光拠点にもなっています。来訪者の方々に充実した体験を提供できるよう、ビジターセンターや遊歩道等の利用施設を整備し、自然情報の提供や自然観察会等のイベントを開催しています。



層雲峡ビジターセンター



羊蹄山の夜の昆虫観察会

北海道の国立公園の施設は、利用者が快適かつ安全に利用できるように、積雪寒冷地のため凍上対策や断熱などが求められています。

施設の日常的な維持管理のほか、老朽化した施設の改修、時代のニーズに合わせた再整備等も併せて進めています。



サロベツ湿原の木道

自然再生事業

自然再生推進法に基づき、過去に失われた自然環境を再生する取組を進めています。当所では、北海道北部のサロベツ原野にて、かつての農地開発により乾燥化した湿原を再生するための事業を実施しています。



2004



2017

排水路の埋め戻しにより再生した沼

自然環境保全地域

自然環境保全法に基づき、原生の自然状態が保たれている地域を後世に残すことを目的として、原生自然環境保全地域等を指定しています。管内には2カ所の指定地域があり、自然生態系に影響を与える開発行為が禁止されています。



大平山自然環境保全地域に生育するオオヒラウスユキソウ

column 6 国立公園満喫プロジェクト

環境省では、国立公園を世界水準のナショナルパークとしてブランド化し、外国人の国立公園利用者数を増やすことを目的とした国立公園満喫プロジェクトを展開しています。支笏洞爺国立公園では、プロジェクトの一環としてアクティビティをはじめとした自然体験活動の充実、ビジターセンター等各種施設における多言語化など、インバウンド拡大のための取組を実施しています。



展示解説の多言語化
（支笏湖ビジターセンター）

column 7 最新技術を用いた施設の整備

施設整備にあたっては、増加する訪日外国人観光客に対応した音声コードによる多言語化やビジターセンターへのVR（バーチャル・リアリティ）映像の導入、またドローンを用いた登山道の測量調査など新しい技術を用いた施設整備に積極的に取り組んでいます。また、CO₂の排出ゼロを目指して、太陽光発電やヒートポンプの活用による施設の脱炭素化を進めています。



ドローンを用いた登山道調査

07 野生生物の保護管理

野生生物課

野生鳥獣の保護管理

野生の鳥類・哺乳類がむやみに捕獲されないよう、鳥獣保護管理法により、さまざまなルールが定められています。当所では、捕獲許可申請の審査や鳥獣保護区等の管理などを行っています。

■ 国指定鳥獣保護区等の管理

管理員を配置し、パトロールや鳥獣の生息調査などを行っています。また、来訪者への自然情報の提供や、観察、調査研究などを行う拠点施設を整備し、地域の行政や関係団体と協働で運営しています。



鳥獣保護区での鳥類調査



ヒグマについての情報提供（ヒグマ情報センター）



海鳥についての展示（北海道海鳥センター）

希少種の保護

■ 保護増殖事業

絶滅のおそれのある野生動植物のうち、特に保護の取組が求められる種類について、種の保存法に基づき生息・生育状況の調査、生息・生育環境の改善、人工的な給餌などの保護増殖事業を行っています。



シマフクロウ保護増殖事業では、足環の装着や巣箱の設置、給餌等を行っています。



タンチョウ保護増殖事業では、生息地の分散に向けて、生息数が増えつつある地域での普及啓発活動等を行っています。



レプンアツモリソウ保護増殖事業では、盗掘防止のパトロールや生育環境を整えるためのササの刈払い等を行っています。



ウミガラス保護増殖事業では、ウミガラスを誘引するための音声装置や模型（デコイ）の設置等を行っています。

■ 傷病鳥獣の保護

希少な野鳥などについて、ケガや病気などで保護が必要な個体が発見された場合には、野生鳥獣保護センター等へ搬送して処置を行います。回復後は、リハビリ後、野外へ帰します。



治療・リハビリが完了したクマタカ放鳥の様子

外来種対策

外来種のうち、特に生態系などへの被害が心配される生物は、外来生物法に基づき特定外来生物として指定されています。特定外来生物は、飼育や栽培、野外に放つことなどが禁止されるほか、防除活動が推進されます。当所では、飼育などの許可申請の審査や防除活動の認定などの業務を行っているほか、国立公園などにおいて防除事業を行っています。



ウチダザリガニの防除活動

column 8 アザラシとの共存を目指して

えりも地域に定住しているゼニガタアザラシは、過去には個体数が減少し絶滅危惧種でしたが、保護の努力により個体数が回復しました。その一方で、サケ定置網を中心に漁業被害が深刻化しています。当所では、地域の皆様と協力し、漁網内へのアザラシの侵入を防ぐ網の開発や個体群の管理、モニタリングなど、アザラシと地域社会との将来にわたる共存を図る取組を行っています。



えりも地域のゼニガタアザラシ